

日金協発第23-73号  
平成23年7月19日

イー・エル・シー・コーポレーション  
児島幸修殿

日本貸金業協会  
会長 飯島 巖



### 会員権の消滅について（通知）

貴殿は、登録行政庁（兵庫県中播磨県民局長）より下記のとおり登録取消し処分を受けました。

これに伴い、貴殿は同日付で定款第9条第2項第2号の規定により協会員たる資格を失いましたので、定款の施行に関する規則第11条第2項第1号の規定によりその旨通知します。

#### 記

名 称	イー・エル・シー・コーポレーション 児島幸修
協会員番号	日本貸金業協会員第002686号
登録番号	兵庫県中播磨県民局長（2）第51325号
登録年月日	平成22年6月15日
処分年月日	平成23年7月8日
処分の内容	登録の取消し
適用条文	貸金業法第24条の6の4第1項第2号

以 上